

みやぎ型管理運営方式
募集要項に関する検討事項

令和2年1月15日

募集要項の構成（赤文字がご議論いただきたい事項）

見出し番号	見出し
はじめに	
第1.	公募の概要
1 1	公共施設等の管理者の名称
2	担当課
3	募集要項等
第2.	本事業等に関する事項
2 1	本事業等の事業内容に関する事項
1 1	事業の名称
1 2	事業の背景・目的
1 3	基本運営方針
1 4	本事業等の実施に当たって想定される根拠法令等
1 5	事業方式
1 6	運営権設定対象施設
1 7	本事業等の業務内容
1 8	事業期間
1 9	事業の費用負担
1 10	運営権対価
1 11	料金及び維持管理負担金
1 12	利用料金
1 13	運営権者収受額の定期改定
1 14	運営権者収受額の臨時改定
1 15	改築
1 16	運営権者が受領する権利・資産
1 17	県から運営権者への職員の派遣
第3.	民間事業者の募集及び選定に関する事項
3 1	事業者選定のスケジュール
3 2	公募手続等
3 2 1	募集要項等に関する説明会の開催
3 2 2	守秘義務対象の開示資料の貸与
3 2 3	募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表
3 2 4	第一次審査
3 2 5	第二次審査における開示資料等
3 2 6	競争的対話等の実施

見出し番号	見出し
3 2 7	第二次審査
3 3	優先交渉権者の選定手続
3 3 1	委員会による審査
3 3 2	審査方法
3 3 3	委員会事務局
3 3 4	審査結果の公表
3 3 5	優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し
3 4	応募者の参加資格要件
3 4 1	応募者の構成
3 4 2	応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格
3 4 3	応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件
3 4 4	応募企業又は代表企業に求められる要件
3 5	優先交渉権者選定後の手続
3 5 1	基本協定の締結
3 5 2	S P C の設立
3 5 3	優先交渉権者による運営準備行為
3 5 4	水道施設運営権の設定に係る許可申請の手続
3 5 5	運営権の設定
3 5 6	実施契約の締結
3 5 7	運営権者譲渡対象資産の譲受
3 5 8	事業の開始
3 6	応募に関する留意事項
3 6 1	応募の前提
3 6 2	提案書類の作成方法
3 6 3	提案書類の取扱い
3 6 4	県からの提示資料の取扱い
3 6 5	応募の無効
第4章から第8章は、実施方針の第3章から第7章と同様であるため割愛	
第9.	本事業等に関連する事項
9 1	募集要項等の修正
9 2	情報提供

運営権者収受額の定期改定

- 以下に該当する場合，県及び運営権者は，運営権者収受額の定期改定後の料金期間（次期料金期間）に適用される月次運営権者収受額の改定を行う（募集要項2.1.13）。

需要変動

- 県が提示する次期料金期間の水量見込が，実施契約締結時に県が提示する次期料金期間の水量見込から変動する場合
- ただし，改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は，需要の変動の影響を受ける薬品費，動力費及び廃棄物処理費に限る

物価変動

- 実施契約に定める物価に係る指標について，次期料金期間に適用する物価水準が，優先交渉権者選定時に適用する物価水準から変動する場合
- ただし，改定の対象となる運営権者収受額の構成項目は，物価の変動の影響を受けるすべての項目とする（ただし公租公課及び事業報酬は除く）

法令等又は県条例若しくは県の計画の変更

- 法令等又は県条例若しくは県の計画の変更が要求水準に影響し，次期料金期間における義務事業及び附帯事業に係る費用が増減する場合
- 税制の変更により義務事業及び附帯事業に係る費用が増減する場合

その他県及び運営権者が必要と認める場合

- 実施契約締結時点で予測困難な事業環境の変化により，運営権者収受額の定期改定の必要性が発生した場合

実施契約に定める物価に係る指標（定期改定）

- 定期改定は、臨時改定条件として設定する「物価変動比率」を含む以下の「変動指標」を用いて、計算するものとする。

物価指標①（人件費）：宮城県が公表する名目賃金指数（宮城県，電気・ガス・熱供給・水道業，30人以上）
物価指標②（薬品費）：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（無機化学工業製品）
物価指標③（動力費）：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（電力・ガス・水道）
物価指標④（修繕費等）：日本銀行が公表する消費税を除く企業向けサービス物価指数（総平均）
物価指標⑤（償却費）：国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（税抜）（上・工業用水道）

変動指標 = (a×需要変動比率×物価変動比率) + (b×物価変動比率) + c

a = 薬品費，動力費及び廃棄物処理費の費用構成割合の合計値

b = 人件費，修繕費，保守点検費，償却費，資産減耗費及びその他営業費用の費用構成割合の合計値

c = 公租公課及び事業報酬の費用構成割合の合計値

需要変動比率

= 直後に到来する料金期間における水量見込 ÷ 当初長期水量見込のうち，直後に到来する料金期間に対応する部分の水量見込

物価変動比率

= 人件費の物価変動費の合計額に占める割合 × (直後に到来する運営権者収受額の定期改定実施予定年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標

①の平均値 ÷ 令和2年度の事業年度1年間における物価指標①の平均値)

+ 薬品費の物価変動費の合計額に占める割合 × (直後に到来する運営権者収受額の定期改定実施予定年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標

②の平均値 ÷ 令和2年度の事業年度1年間における物価指標②の平均値)

+ 動力費の物価変動費の合計額に占める割合 × (直後に到来する運営権者収受額の定期改定実施予定年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標

③の平均値 ÷ 令和2年度の事業年度1年間における物価指標③の平均値)

+ 修繕費，保守点検費，廃棄物処理費，資産減耗費及びその他営業費用の物価変動費の合計額に占める割合 × (直後に到来する運営権者収受額の定期改定実施予定年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標④の平均値 ÷ 令和2年度の事業年度1年間における物価指標④の平均値)

+ 償却費の物価変動費の合計額に占める割合 × (直後に到来する運営権者収受額の定期改定実施予定年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標

⑤の平均値 ÷ 令和2年度の事業年度1年間における物価指標⑤の平均値)

運営権者収受額の臨時改定を行う条件の考え方

- 事業環境が著しく変化し、運営権者の影響に著しい影響を与える場合、県及び運営権者は、必要に応じて、直後の運営権者収受額の定期改定までの期間に適用される月次運営権者収受額の改定（運営権者収受額の臨時改定）を行う（募集要項2.1.14）。

設定の前提

- 著しい需要・物価変動は予見が困難であることから、一定の変動水準を予め改定条件として設定しておくことが運営権者の負担軽減につながり、事業全体のコスト最適化につながるものと考えられる。
- なお、上記の改定は増加及び減少の両方向で発動することから、県及び運営権者のいずれかにのみ有利となる仕組みではない。

動力費（電力料）の臨時改定の考え方

- 水道用水供給事業及び工業用水道事業においては、費用全体に占める動力費の割合は大変低い（3%程度）ことから、運営権者の経営への影響が低いと判断し、著しい物価の変動による臨時改定の項目に動力費を含めている。
- 一方、流域下水道事業においては、費用全体に占める動力費の割合が高い（20%程度）ことから、動力費の変動による運営権者収受額の臨時改定を行うこととしている。

- 臨時改定を行う条件を検討するに当たり、各料金期間において、物価の上昇または需要の減少により運営権者の想定利益がゼロとなる水準を9個別事業ごとに試算した。

運営権者収受額の臨時改定を行う条件

	水道用水供給事業		工業用水道事業			流域下水道事業			
	大崎	仙南・仙塩	仙塩	仙台圏	仙台北部	仙塩	阿武隈川下流	鳴瀬川	吉田川
著しい物価の変動	14.7%	14.6%	10.5%	16.5%	22.4%	8.8%	6.6%	5.6%	13.9%
著しい動力費の変動	-	-	-	-	-	38.6%	27.4%	30.2%	59.8%
著しい需要の変動	-	-	12.9%	18.8%	24.3%	-	-	-	-

※網掛けの箇所は3事業ごとの最小値を示す。

- 物価変動については、運営権者による事業運営の安定性を確保する観点から、3事業ごとの最小値（小数点以下切り捨て）を臨時改定を行う条件として設定する。
- 工業用水道事業の需要変動については、全体水量に占める主要ユーザーの契約割合が各事業で異なり、著しい影響を与える変動水準を個別に捉える必要があるため、臨時改定を行う条件を各々設定する。

	水道用水供給事業		工業用水道事業			流域下水道事業			
	大崎	仙南・仙塩	仙塩	仙台圏	仙台北部	仙塩	阿武隈川下流	鳴瀬川	吉田川
著しい物価の変動	14%		10%			5%			
著しい動力費の変動	-	-	-	-	-	27%			
著しい需要の変動	-	-	12%	18%	24%	-	-	-	-

実施契約に定める物価に係る指標（臨時改定）

- 物価変動による臨時改定は、以下の算式によって算出される「物価変動比率」が5ページの臨時改定を行う条件を上回った場合に行うものとする。

物価変動比率

= 人件費の物価変動費の合計額に占める割合 × (改定検討月の前月から遡って1年間の物価指標①の平均値 ÷ 当該改定検討日の属する料金期間の開始年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標①の平均値)

+ 薬品費の物価変動費の合計額に占める割合 × (改定検討月の前月から遡って1年間の物価指標②の平均値 ÷ 当該改定検討日の属する料金期間の開始年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標②の平均値)

+ 動力費の物価変動費の合計額に占める割合 × (改定検討月の前月から遡って1年間の物価指標③の平均値 ÷ 当該改定検討日の属する料金期間の開始年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標③の平均値)

+ 修繕費，保守点検費，廃棄物処理費，資産減耗費及びその他営業費用の物価変動費の合計額に占める割合 × (改定検討月の前月から遡って1年間の物価指標④の平均値 ÷ 当該改定検討日の属する料金期間の開始年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標④の平均値)

+ 償却費の物価変動費の合計額に占める割合 × (改定検討月の前月から遡って1年間の物価指標⑤の平均値 ÷ 当該改定検討日の属する料金期間の開始年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標⑤の平均値)

- 臨時改定後の合計額は以下の算式によって計算するものとする。

(著しく物価が下落した場合)

改定実施日の属する料金期間における物価の変動の影響を受ける項目の合計額 × {1 - (物価変動比率 - 臨時改定を行う条件)}

(著しく物価が上昇した場合)

改定実施日の属する料金期間における物価の変動の影響を受ける項目の合計額 × {1 + (物価変動比率 - 臨時改定を行う条件)}

応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件

- 応募企業又はコンソーシアム構成員は、次に掲げる実績要件を満たす必要がある（募集要項3.4.3）。なお、①を満たすコンソーシアム構成員と②を満たすコンソーシアム構成員が同一企業であることは妨げない。
- 水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドラインを踏まえ、親会社又は子会社の実績は認めないものとする。
 - ① 平成22年度以降、上水道事業において、処理能力日量2.5万立方メートル以上の急速ろ過方式の浄水場施設における運転管理業務を元請として行った実績を同一施設で連続して3年以上有していること。
 - ② 平成22年度以降、下水道事業において、処理能力日量10万立方メートル以上の標準活性汚泥法と同等以上の処理能力を有する終末処理場における水処理施設の運転管理業務を元請として行った実績を同一施設で連続して3年以上有していること。

応募企業又は代表企業に求められる要件

- 水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）（令和元年9月）においては、「企業グループの信用力」を評価項目とすることが可能とされており、仮に資金ショートの懸念が生じる等、事業の必要に応じ資金的援助を行うことも想定し、資本金額を確認する評価基準を設定した（募集要項3.4.4）。
- 東京証券取引所の市場第一部に指定されている企業は、一般に高い信用力を有すると考えられるが、このうち半数超は資本金50億円を上回っている。また、法人住民税（事務所や事業所を有する法人に自治体が課税）において、資本金50億円以上は一律で同額とされており、これに該当する企業が大企業として取り扱われているものと考えられる。
- 加えて、同種企業を参考に想定した運営権者の資金調達方法から試算される資本金の水準（数十億円程度）に照らせば、少なくとも応募企業又は代表企業はこれを上回る水準であることが適当と考えられる。

「応募企業又は代表企業は、参加表明書及び参加資格確認申請書提出の日において、資本金50億円以上であること」を求めるものとする。

応募に関する留意事項（応募の無効）

- コンセッションの先行事例を踏まえ、次のいずれかに該当する場合は応募を無効とする旨を明記する（募集要項3.6.5）。

- ① 「3.4応募者の参加資格要件」を満たさない者が応募したとき
- ② 提案書類が不足しているとき
- ③ 提案書類が様式集及び記載要領に従い記載されていないとき
- ④ 提案書類の提出方法，提出先，提出期限に適合しないとき
- ⑤ 提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ⑥ 提案書類に虚偽の内容が記載されているとき
- ⑦ 2通以上の提案書類を提出したとき
- ⑧ 県の許可なく，本事業等の選定に関し，県職員に接触したとき
- ⑨ 県の許可なく，本事業等の選定に関し，委員会の委員又は委員会の委員が属する法人に働きかけをしたとき
- ⑩ 応募手続において不正な行為があったとき
- ⑪ その他募集要項等に定める条件に違反したとき